



要約筆記者がその場で、パソコン入力や書きなどの方法で行います。講演会やイベントで、スクリーンに文字を投影し、会場全体に見せる方法（全体投影）、懇談や会議など、利用者の近くで伝える方法（ノートブック）等があります。要約筆記者は、話のスピードに追いつくため、話し手の言葉通りではなく、話の意図をまとめて（要約して）伝えます。

●どのようにするのですか？

要約筆記者は、聴覚障害があり、音声から情報が得られない方に、音声情報を「その場で」文字にして伝えるコミュニケーション支援の通訳です。

●要約筆記者とはなんですか？

主権者の方へ

●障害のある方への「合理的配慮」とは？

2016年4月1日に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障害のある方から、バリア解消のための配慮を希望された場合、必要かつ適当な対応（＝合理的配慮）を提供することが求められるようになりました。障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、差別することは禁止されています。



内閣府「合理的配慮」を知っていますか？
(PDF)リーフレット



●聴覚障害者への合理的配慮はどんなこと？

聴覚障害は、「聞く」ことについての障害です。聞こえ方や配慮してほしいことは一人ひとり異なりますが、共通して求められるのは、☆会話 ☆周りの音 ☆放送の音声 など、「目で見ることができない音や声」を「目で見てわかる形に置き換えて伝える」ことです。要約筆記者はその方法の一つです。

イベントの方へ



音や声が届かない方とのコミュニケーション
要約筆記者のこもって知ってほしい

●イベントを開催するときには

講演会、フェスティバルなど人が集まるイベントや、障害のある方を対象とする研修会・面接会等を主催する場合には「合理的配慮」として、要約筆記者・手話通訳などの情報保障をご準備ください。

情報保障には要約筆記者のほか、手話通訳やヒアリンググループの利用などが含まれます。

聞こえる人も聞こえない人も、ともに楽しめるユニバーサルなイベントを作り上げませんか？



自分が聞こえないことを伝える、または、聞こえない方に配慮することを示すマークです

兵庫県は、イベントで情報保障を実施したい企業・団体等を応援しています！
詳細は兵庫県のホームページをご覧ください。
補助額：最大5万円まで（1団体につき、一回限り）

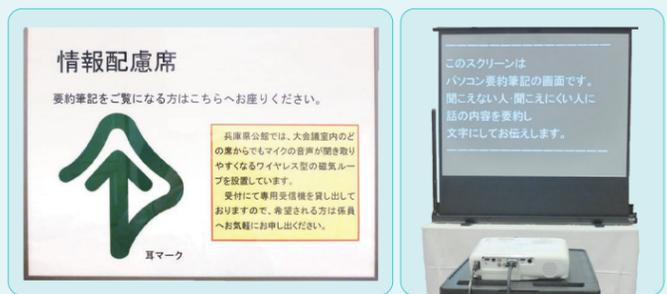


要約筆記者に関するお問い合わせ
特定非営利活動法人 兵庫県難聴者福祉協会
Mail: kennanhaken@yahoo.co.jp
HP: https://hyogohoh.jimdofree.com



発行：兵庫県健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
TEL: 078-362-4379
FAX: 078-362-9040
mail: universal@pref.hyogo.lg.jp

©原田みほ2020



「プラス見る情報」でみんな一緒に



(基本理念)
第2条 障害者等に対しては、生活における多様な意思疎通等の手段が確保され、自らが望む意思疎通等の手段を選択する機会が確保されなければならない。
(事業者の責務)
第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、自らの事業活動において、障害者等の意思疎通等の手段の確保に努めるものとする。

「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例（愛称：ひょうご・スマイル条例）」があります。

●兵庫県に配慮を定めたものがありますか？

派遣される要約筆記者は、厚生労働省のカリキュラムに基く講座や研修を受け、支援に必要な知識と技術を習得しています。また、派遣されて知ったことには厳しい守秘義務が課されています。どうぞ安心してご利用ください。

●要約筆記者は誰が行うのですか？

よく聞こえないことで、今まで楽しんでいた行事に参加しにくい、病院で医師との会話が不便、補聴器をつけてもはっきり聞き取れなくて疲れてしまう、さびしい生活になった…等感じることはありませんか？

聴覚に障害のある方が、個人で申請して要約筆記者を利用できる公的な制度があります（要約筆記者派遣制度）。

これは、障害者総合支援法に基づく「意思疎通支援事業」として、兵庫県の全市町で実施されています。

申請の方法や利用条件（身体障害者手帳の有無、年齢、利用できる場面）などは地域により異なります。詳しくはお住まいの市町のホームページや、福祉サービスに関する冊子等でご確認ください。

お問い合わせ
連絡先はリンクページから兵庫県各市町意思疎通支援担当窓口一覧表をご覧ください。
(兵庫県立聴覚障害者情報センターにリンク)



聞こえない・聞きにくい方へ

聞こえない・聞きにくい方へ

